

県内医療機関 管理者 殿

岡山県保健医療部長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療を行う
医療機関の公表等について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（以下「コロナ罹患後症状」という。）に悩まれている方については、御自身のかかりつけ医等や地域の医療機関（以下「かかりつけ医等」という。）を受診していただくよう案内しているところです。

また、コロナ罹患後症状に悩んでいるが、かかりつけ医等がなく受診が困難な方に向けて、初診患者を受け入れていただける医療機関を県ホームページで広く周知しておりますが、この度、特定疾患療養管理料の算定に必要な要件として、県ホームページ等での公表が含まれることとされました。

つきましては、初診患者の受け入れに関わらず、県ホームページでの公表を希望する医療機関を募集いたしますので、御協力いただける場合は、下記により回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象とする医療機関

- (1) コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関であること
- (2) コロナ罹患後によくみられる各症状のうち、診療をしている症状を明確にできる医療機関であること
- (3) コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関として医療機関名、住所、連絡先、コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている診療科名等の公表が可能な医療機関であること

2 登録方法

県電子申請サービスにより登録ください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30616



下記の検索ワードで検索も可能です。

岡山県 電子申請 罹患後症状	🔍検索
----------------	-----

※インターネット環境がない場合は、文書により手続きをさせていただきますので、下記お問い合わせ先に電話で申し付けください。

※入力期限は設定いたしません。が、随時入力いただいた情報を整理して県ホームページにおいて公表させていただきます。

参考

- ・ 「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（第2.0版）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001001502.pdf>
- ・ 県ホームページ「新型コロナウイルス感染症罹患後も続く症状（後遺症）にお悩みの方へ」 <https://www.pref.okayama.jp/page/767801.html>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2） <https://www.mhlw.go.jp/content/001092940.pdf>

※新型コロナウイルス感染症から回復した患者であって、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後、3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している場合に、当該患者に「罹患後症状のマネジメント（第2版）」を参考とした診療（電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を通じて、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合において、特定疾患療養管理料（147点）が3月に1回に限り算定できますが、この際、県の「罹患後症状の診察をおこなっている医療機関一覧」に掲載されている必要があります。

(お問い合わせ先)

岡山県新型コロナウイルス感染症対策室
患者情報班

電話：086-226-7947